

徳島県外来医療計画（素案）について

1 計画策定の趣旨

外来医療機能に関する情報を可視化し、地域で不足する外来医療機能に関する協議を通じて、地域における外来医療提供体制を確保するため、医療法第 30 条の 4 の規定に基づき、外来医療計画を策定する。

2 計画期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 4 年間

3 計画の概要

- 外来医療機能の偏在・不足等の情報を可視化するため、外来医師偏在指標に基づき、外来医師多数区域を設定し、地域ごとの外来医療機能の偏在を客観的に把握する。
- 二次医療圏ごとに外来医療関係者による協議の場を設け、地域における外来医療機関間の機能分化・連携の方針と併せて、外来医療提供体制を協議・公表する仕組みを創設する。
- 充実が必要な外来機能や不足している外来機能に関する外来医療機関間での機能分化・連携の方針等（①地域における初期救急医療提供体制の構築、②在宅医療の推進、③医療設備・機器等の共同利用等）について協議を行い、地域ごとに方針決定を行う。

4 主な記載事項

- (1) 外来医療提供体制の「協議の場」の設置
- (2) 外来医師偏在指標に基づく外来医師多数区域の設定

	外来医師偏在指標	区域区分
徳島県	132.3	—
東部	144.0	外来医師多数区域
南部	103.6	
西部	117.1	外来医師多数区域

- (3) 不足している外来医療機能についての検討
- (4) 外来医師多数区域における新規開業者に求める不足する外来医療機能
- (5) 確認プロセスと実効性の確保
- (6) 医療機器の共同利用の方針及び共同利用計画